

事務・権限の移譲等に関する見直し方針の 閣議決定について

本日、政府は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を閣議決定した。

これまで検討対象となっていなかった国から地方公共団体への事務・権限の移譲等、及び第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、その方針が示されたことは、地方分権改革の取り組みがさらに進展するものとして評価する。

一方、本会として再三にわたり移譲を求めてきた、農地関係に係る事務・権限については、行政運営にさまざまな支障が生じているにも関わらず、「平成26年を目途として、その在り方について検討を行う」との表現にとどまっている。

当該事務・権限をはじめ、これまで本会が提案・提言してきた事項のうち、実現が図られていないものについては、早期の都市自治体への移譲及び義務付け・枠付けの見直しを行うことを強く要請する。

また、移譲等に当たっては、財源措置やその他必要な支援を確実に実施されたい。

平成25年12月20日

全 国 市 長 会

会 長 森 民 夫